

社会福祉法人定款変更認可申請書添付書類一覧

(○印が必要な添付書類)

ア 事業の追加又は廃止及びそれに伴う基本財産の変更の場合

	変更内容 添付書類	事業の追加	事業の廃止	基本財産の変更			備 考		
				新築	増改築	削除			
1	定款変更認可申請書	○	○	○	○	○	2部必要。		
2	理事会議事録及び評議員会議事録(写)	○	○	○	○	○	理事会及び評議員会とも2部必要。定款変更に係る議案の写し(その他の議案は不要)も理事会及び評議員会ごとに2部必要。全て原本証明必要。		
3	事業計画書	○	-	-	-	-	2年度分(事業開始年度分及び次年度分)の計画及び予算がそれぞれ2部必要。全て原本証明不要。		
4	収支予算書	○	-	-	-	-	2部必要。全て原本証明不要。		
5	施設建設関係書類	施設建設に係る決算書	○	-	○	○	-	2部必要。2部とも原本証明必要。	
		補助金等の決定書(写)	○	-	○	○	-		
		借入金決定書(写)又は借入申込書等	○	-	○	○	-		
		借入金関係書類	償還計画	○	-	○	○	-	各年度の償還額及び財源を明記(他の借入金がある場合、法人全体のものも添付)したものが2部必要。2部とも原本証明必要。
			償還金贈与契約書(写)	○	-	○	○	-	2部必要。2部とも原本証明必要。
			所得証明書、身分証明書、印鑑登録証明書	○	-	○	○	-	2部必要。1部は正本、もう1部はその写し(原本証明不要)。
			各種補助要綱	○	-	○	○	-	2部必要。2部とも原本証明必要。
		建築資金贈与契約書(写)	○	-	○	○	-	2部必要。2部とも原本証明必要。	
		身分証明書、印鑑登録証明書	○	-	○	○	-	2部必要。1部は正本、もう1部はその写し(原本証明不要)。	
		工事関係契約書及び領収書(写)	○	-	○	○	-	2部必要。2部とも原本証明必要。	
不動産売買契約書(写)	○	-	○	○	-	2部必要。2部とも原本証明必要。			
建築確認書(写)	○	-	○	○	-	建築基準法上必要な場合2部必要。2部とも原本証明必要。			
図面	○	-	○	○	-	2部必要(案内図、配置図、平面図等)。			
6	事業所の指定書又は指定申請書若しくは事業の廃止届(写)等	○	○	○	○	○	2部必要。2部とも原本証明必要。		
7	施設長就任承諾書、履歴書、施設長又は管理者の資格を証する書類	○	-	-	-	-			
8	基本財産処分承認書(写)	-	○	-	-	○	2部必要。2部とも原本証明必要。		
9	不動産登記簿謄本(写)	○	○	○	○	○	基本財産の変更(新築、増改築又は削除)に係る不動産につき、2部必要。直近のもの又は認可申請時から3月以内のもの。2部とも原本証明不要。		
10	現行の定款	○	○	○	○	○	2部必要。2部とも原本証明必要。		
11	変更後の定款(案)	○	○	○	○	○	2部必要。2部とも原本証明不要。		
12	印鑑証明書	○	○	○	○	○	2部必要。1部は正本、もう1部はその写し(原本証明不要)。		

イ 役員又は評議員の定数の変更、定款例に合わせた表記の修正の場合

	変更内容 添付書類	役員又は評議員 の定数の変更	定款例に合わせ た表記の修正	定款例に合わせ た表記の修正 (基本財産の表 記の修正)	備 考
1	定款変更認可申請書	○	○	○	2部必要。
2	理事会議事録及び評議員会議事 録 (写)	○	○	○	理事会及び評議員会とも2部必要。 定款変更に係る議案の写し(その他 の議案は不要)も理事会及び評議員 会ごとに2部必要。全て原本証明必 要。
3	不動産登記簿謄本 (写)	—	—	○	基本財産の表記の修正に係る不動産 につき、2部必要。直近のもの又は 認可申請時から3月以内のもの。2 部とも原本証明不要。
4	現行の定款	○	○	○	2部必要。2部とも原本証明必要。
5	変更後の定款 (案)	○	○	○	2部必要。2部とも原本証明不要。
6	印鑑証明書	○	○	○	2部必要。1部は正本、もう1部は その写し (原本証明不要)。

※ 1 上記ア及びイについては標準的な事例であり、不要な書類もあり得るので、定款変更認可申請に係る事前協議の際に確認すること。

※ 2 その他個別具体的な事例に応じて、追加書類の提出を求められることがある。

【注意事項】

1. 定款変更認可申請書について

「変更前の条文」及び「変更後の条文」は正確に記載をお願いいたします。

「変更後の条文」の最後は附則の追加が必要です。

2. 理事会及び評議員会の議事録について

議事録の内容のうち、以下の点が含まれているかご確認ください。

- ① 「定款変更について」を議案に上げ、決議していること。
- ② 該当の理事会において評議員会の開催を決議する場合は、日時・場所・議案(議題)の決議をしていること。